

注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、  
いつの間にかコース内容が変わっていた！？



通信販売での「定期購入」に関する相談は、引き続き多く寄せられています。最近では「いつでも解約可能」と表示された定期購入の広告も見かけます。しかし、このような広告を見て、2回目購入以降を解約しようとしたところ、販売業者から「購入回数の条件がない定期コースを申し込んだ後に、『特別割引クーポン』を使用したため、一定回数の購入が条件の定期コースに切り替わっている」と言われ、想定金額以上の支払いが必要になったという相談が寄せられています。

## 相談事例

- スマートフォンで、「定期縛りなし」という化粧水の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に定期コース解約の電話をしたところ「4回購入が条件の定期コース契約になっている」とのことだった。広告で「定期縛りなし」との記載があったと訴えたが、業者から「『特別割引クーポンを利用する』のボタンを押してコースを変更している」と説明された。注文時、確かに割引クーポンが表示され、利用した記憶はあるが、コースが変更されるとは思わなかった。



## 注意

- 購入回数の条件がない定期購入の申込後、「特別割引クーポン」の利用を勧められることがあります。クーポン利用の条件として「複数回購入が条件の定期購入」に変更される例がみられます。この条件変更については「最終確認画面」に表示がされていても、文字が小さかったり、多数回スクロールしないと確認できなかったりと、消費者が認識しづらい状況です。

よく見てみると…

\*特別割引クーポンの利用でコースが切り替わります。  
\*本コースは2回目以降は2本が通常価格の30%OFFからさらに10%OFFの●●●●円(送料込)で2ヶ月毎に届きます。  
\*本コースは4回の受け取りを条件に特別割引が適用となります。4回の受け取りの総額は40,000円です。

ご注文完了へ

## ポイント

- 注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められても、利用前には必ず「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。  
不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

## 相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。

消費者ホットライン**188** 又は 愛媛県消費生活センター  
089-925-3700  
(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

日々の安全・安心な生活に『愛媛県警察まもるナビ』  
をお役立てください！



iPhoneから  
App Store  
からダウンロード



Androidから  
Google Play  
で手に入れよう

